

入札説明書

(令和2年6月11日付け公告分)

京都府立医科大学附属北部医療センター
事務部経営企画課

入札説明書

令和2年6月11日
京都府公立大学法人

医業未収金回収業務に係る入札公告（令和2年6月11日付け公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和2年6月11日
- 2 契約担当者 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕
- 3 担当部局 〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター 事務部経営企画課
電話番号 0772-46-3371
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び種類・数量
京都府立医科大学附属北部医療センター 医業未収金回収業務
 - (2) 業務委託期間
令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
- 5 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員を社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 確認申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する資格を有し、同法第8条の規定に基づき、日本弁護士名簿に登録されたものであって、同法第57条第1項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと、又は弁護士法第3

- 0条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (2) 医業未収金回収業務について、国立大学医学部附属病院又は公立大学医学部附属病院（200床以上）を相手方として現在もその契約件数を1件以上有していること。
 - (3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加をしようとする者は、確認申請書（別紙様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 令和2年6月11日（木）から令和2年6月18日（木）まで（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）
- (2) 提出場所 3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。
 - ア 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (4) 確認資料
 - ア 法人にあっては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書
 - ・登記事項証明書等は原本を提出すること。
 - イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
 - ・京都府庁税務課又は各府税事務所若しくは各広域振興局税務課へ府税納税証明書願により申請のこと。
 - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ・管轄税務署へ申請のこと。
 - エ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
 - オ 営業実績調書（第2号様式）
 - ・主要取引実績は、当該医業未収金回収業務委託実績（過去2営業年度を記入のこと。）
 - また、相手方・契約期間等を明記すること。
 - カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第3号様式）
- (5) 確認通知
提出期間内に受け付けた確認申請書については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を別途通知する。
- (6) その他
確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出した書類は返却しない。

8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日 時 令和2年6月26日（金）午後1時30分
 - イ 場 所 京都府立医科大学附属北部医療センター 地域医療センター（本館3階）
- (2) 入札方法
 - ア 入札書（別紙様式2）は持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙）を提出しなければならない。さらに、入札書

に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 持参による場合にあっては入札時刻に遅れたとき、郵送による場合にあっては提出期限までに入札書の提出がなかったときは、入札に参加することができない。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和2年6月25日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 3に同じ。

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「6月26日開札 医業未収金回収業務入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、持参提出する場合と同様に記名・封印等の処理をし、京都府立医科大学附属北部医療センター事務部経営企画課あての親展とすること。なお、入札が不調となったときは、直ちに再度入札を行うので、再度入札への参加を希望する場合は、再度入札用の中封筒も用意し、再入札書のみを入れ、持参提出する場合と同様に記名・封印等の処理をし、表封筒の中に中封筒を2通あわせて入れて提出すること。

(ウ) 再入札書を同封しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、開札に立ち会う場合はこの限りでない。

(エ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又は代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札成功報酬率については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(7) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案等（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式3）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出期限 令和2年6月18日（木）午後4時まで

なお、日曜日及び土曜日、祝日は除く。

また、質疑がない場合には、提出不要。

(イ) 提出方法 持参又は郵送による提出

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

交付 令和2年6月22日（月）午後3時から随時FAX送信により交付する。

ウ 質疑書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

(8) 入札書に記載する報酬率

入札書には委託する回収債権に対する成功報酬率（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。また、文書や電話等による督促等業務に掛かる通信費用は受託業者の負担とし、それ以外に提案した業務に必要な実費等が発生する場合は別途協議とする。

(9) 開札

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わ

せて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに替わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者には落札決定通知書を交付し、同書に記載する期限までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

免除する。

11 その他

(1) 上記に定めるもののほか、規則に定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。